

China Tax Monthly (中国税務月報)

2022年6月



税関と税務局間での移転価格協同管理制度の実施

— 中国初の試行事例の紹介

要約

中国税務局と税関の現行管理体制の下では、企業は海外関連会社から輸入仕入れを行う場合、二つの部門より同時に輸入価格に対する質疑を受け、価格を調整される問題に直面する可能性がある。近日、中国深圳市の税務局と税関は、中国で初めて政府部門を跨ぐ協力体制を創出し、海外関連者仕入れに関わる輸入価格の移転価格協同管理制度を正式に実施することを検討している。仮に当該制度が実施された場合、長年企業が悩んできた関連取引の輸入価格に対する税関と税務局間の二重認定及び二重課税問題を解決し、企業の移転価格管理に確実性を与え、中国及びグローバルからみて画期的な取り組みと高く評価されることとなる。

同時に、深圳における某日系企業は、深圳税関、深圳税務局と中国初の移転価格協同管理試行案件の合意を達成、KPMG 中国はその全プロセスに参加し、企業の成功をサポートした。当該ケースは協同管理制度の実行可能性の考察、政策の制定と実施にあたっての有益な試みサンプルを提供するとともに、当該企業のために輸入価格管理における諸問題を解決し、関連の税務コストの削減を達成している。

1. 背景

グローバル経済の一体化に伴い、多国籍企業ではグローバルでリソースを配置し、サプライチェーンの最適化を求め、国境を跨ぐ関連取引が盛んに行われている。同時に、中国の税務機関と税関の課税管理方式が事前審査から事後管理に転換したことに伴い、関連取引の輸入価格設定の合理性問題が税務局と税関の双方の審査重点となっている。近年、中国における多くの外資企業がこれら二つの政府部門から価格の質疑と調整を受けている。一方、多国籍企業は内外の経営環境の変化と挑戦に対応するために、関連経営政策を絶えず調整する必要がある。そのうち関連取引の価格政策の調整並びにそれに伴う輸入関連価格と利益水準の変化は、税務局及び税関による移転価格調査を引き起こすトリガーとなりうる。

企業の輸入仕入れの関連取引に対し、中国の税関と税務局は取引価格が独立第三者取引の原則に合致しているかどうかを審査するが、既存の政策における双方の着眼点は次の通り一致していない。

- 税関の着眼点：輸入貨物の成約価格は税関の輸入税金の主な課税根拠となる。そのため、税関は、中国企業の輸入価格を不当に低く申告した輸入税金の過少納付問題があるかに注目する。
- 税務局の着眼点：輸入者である中国企業に企業所得税を課税する際に、収入から損金算入できる原価、費用を差し引いた後の課税所得が課税ベースとなる。そのため、税務局は輸入価格（仕入原価）を不当に高く申告し、中国企業の課税所得を低くする問題があるかに着目する。

上述の通り、税関と税務局の関連取引審査における着眼点が異なっている。且つ、双方は独立した法規体系の下で職能を行使し、輸入価格とそれに対応する利益水準に対する合理性審査と調整を行っているため、意思疎通が欠け相互承認メカニズムがない場合に、二重認定及び二重課税が発生しやすくなる。また、税関と税務局間のこういった問題は、他の国及び地区でも普遍的に存在している。

この背景の下で、深圳の税務局と税関は、近日、関連取引輸入価格に対する協同管理制度を正式に導入することを検討している。この制度を利用した場合、税務局と税関は企業の輸入価格と利益水準に対して一致した審査結果を下すことが可能となり、企業の二重課税問題を緩和し、企業の移転価格管理の確実性を向上させ、税務管理コストを抑えられる効果を大いに期待できる。

2. 中国初の試行事例の紹介

当該制度を制定する前に、深圳税関と税務局は、深圳における某日系企業と関連取引輸入価格に関する協同管理協議を実施し、KPMG 中国は当該企業の税務顧問として当該試行事例のすべてのプロセスに参加し、協議の成功をサポートした。現在、当該企業と税務局、税関はすでに合意達成しており、当該革新的な制度の全国初の事例となった。

当該中国企業は、税関から海外関連者からの輸入貨物価格の合理性を質疑され、税関の要求に基づき輸入価格を調整し、輸入税金を追納していた。また、海外関連者に支払った IP（知的財産）使用料が輸入貨物と関連性があると税関に判定され、輸入貨物価格に加算計上し、税関に輸入税金を追納した。一方、税関に課税された輸入貨物移転価格及び IP 使用料に対し、中国の税務局に調整前の価格と費用に基づき納税処理をしていたため、これによって、当該企業は税関と税務局による価格の二重認定及び二重課税問題になっていた。

中国で前例がない状況の中、企業の上述の二重課税問題を解決するために、中国の既存の税関及び税務制度に基づき解決案を模索し、深圳税務局、深圳税関、企業及びその税務顧問である KPMG の協同作業と、各当事者のたゆまぬ努力を経て、最終的に税関、税務局と納税者の合意を達成した。

当該試行事例は、幾つか意義のある革新点があると思われる。

- まず、当該試行事例によって、中国税務局と税関との間に移転価格に関する双方協議を行い、協議結果に対し双方が認可し実行するという部署を跨ぐフレームワークを初めて作り上げた。中国の制度上革新的な試みとして高く評価されている。
- 次に、税関と税務局は価格協議を行う際に、前例がないにもかかわらず、移転価格手法の採用、輸入貨物の審査範囲の確定、ロイヤリティ課税問題の解決方法、協議結果の実行方法、二重課税をなくすための税還付の申告方法など、多方面にわたる斬新的な解決案を生み出したことに対し、高く評価されている。
- 最後に、当該試行事例の執行結果から見ると、当該日系企業にとって、長年悩んでいた二重課税問題を解消し、税務と税関のコンプライアンス遵守にあたってのコスト削減、効率化を達成でき、企業の経営に関わる政策面の安定性が実現できている。

上述の税務局と税関の移転価格協議の試行事例の成功に伴って、今後中国深圳地区で他の企業も関連の制度を利用することが期待されており、ひいては将来、中国の他の地域でも制度の試行と運用が行われ、より多くの納税者が恩恵を受けられることを期待している。

なお、関連の試行事例及び移転価格協議制度の詳細については KPMG の専門家までお問合せください。

(MUFG BK 中国月報 2022 年 6 号に掲載)

Contact us お問い合わせ先

KPMG 中国 日系企業サービス

税務パートナー

陳蔚 (Vivian Chen)

中国深圳市南山区科苑南路 2666 号 15F

Tel : +86-755-2547-1198

E-mail : vivian.w.chen@kpmg.com